

函館市民会館の概要

担当部局	函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課（電話：0138-21-3464）
所在地	函館市湯川町1丁目3番1号
目的	市民の文化活動および集会等の用に供するため
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 文化芸術を振興する事業の実施 ② 施設および附属設備の提供
開館時間等	<ul style="list-style-type: none"> ① 開館時間 9：00～22：00 ② 休館日 年末年始（12月31日～1月3日）、器材点検日（随時）
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 開設年月日 昭和45年7月1日 ② 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート 地上4階地下1階 ③ 延床面積 7,277.33㎡ ④ 施設の内容 大ホール、楽屋5室、小ホール、大会議室、展示室、小会議室2室、和室
指定管理者が行う業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 館内および敷地内の清掃 (2) 警備 (3) 設備の保守点検 (4) 舞台業務など ② 文化芸術を振興する事業の実施に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の応募にあたり、事業の実施について提案していただきます。 ③ 利用者に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口業務 (2) 利用者への案内・説明に関する業務 (3) 施設使用にあたっての補助 (4) 利用者へのサービス提供に関する業務 (5) 利用促進に関する業務 (6) 施設の使用許可、取消など ④ その他の業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 市に提出する書類の作成 (2) 市との連絡調整等庶務経理業務 (3) 利用者および住民からの意見、要望等への対応 (4) 事故防止、災害および事故発生時の緊急時の対応 (5) その他施設の管理運営に必要な業務など
施設管理運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料を支払います。

条 例	函館市民会館条例
現 指 定 管 理 者	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
関連リンク	http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014010800107/